

## 第3章 焦点となった法案・課題への対応

成立へ向けて民進党が  
主導して法案作成

### 13 地方議会選挙ビラ 解禁公選法改正案

#### 有権者の適正な判断を支えるために

従来、地方議会選挙時の選挙運動ビラ配布は公職選挙法上認められていなかったが、ビラは有権者が候補者の政見を知り、的確に投票する上で極めて重要な媒体で、配布の必要性は高い。

民主党は2015年の189回通常国会で、地方議会選挙ビラ頒布解禁を含む選挙環境向上のための公選法等改正案を提出した。しかし、ビラ解禁は与野党協議が整わず、「速やかに検討を進め、必要な措置を講ずる」旨を衆参両院の委員会で決議し、積み残しの課題となっていた。

改めて民進党は192回臨時国会で、「地方議会選挙ビラ解禁公選法改正案」の作成に着手した。その内容は、①すべての地方議会選挙について、一定の上限(選挙はがきの2倍の枚数)まで選挙ビラ配布を解禁し、②公布から3ヶ月後に施行し、それ以降に告示される地方議会議員選挙から適用する、というものであった。

#### 民進党案をほぼ踏襲し成立

民進党は193回通常国会において、この案を衆議院倫理選挙特別委員会理事懇談会で提示し、各党に検討を強く求めた。その結果、2017年5月25日、与党側から、①町村を除く地方議会選挙で民進党案と同数の上限でビラ配布を解禁する、②条例で定めれば、ビラ作成費用の公営を可能にする、③2019年4月に予定される統一地方選挙から適用する修正案が提示された。

与党修正案は、適用範囲と施行時期以外は民進党案をほぼ踏襲しており、民進党も概ね了承したことから、同法案は衆議院特別委員長提案で成立した。

110年ぶりに  
性犯罪の罰則強化

### 14 性犯罪規定の 刑法改正案

193回通常国会に提出された閣法「刑法の一部を改正する法律案」は性犯罪規定の110年ぶりの改正であり、①強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し、②監護者としての影響力に乗じたわいせつな行為又は性交等に関する罰則の新設、③強盗強姦罪の構成要件の見直し、④強姦罪等の非親告罪化を主な内容としていた。

#### 3年後の見直し規定を民進党が提案、成立

民進党は法務・内閣(男女共同参画・子ども)合同部門において、性暴力の被害者、被害者支援団体等から閣法について意見聴取を重ねた。

性犯罪の罰則強化など閣法の趣旨そのものについては評価できるものの、政府で検討されたが本改正案には盛り込まれなかった、①強制性交等罪における暴行・脅迫要件の緩和、②準強制性交等罪の「抗拒不能」の明確化、③被害者が年少者の場合の性犯罪に関する公訴時効の停止等については、本来十分な審議が必要であった。

しかし、与党は衆議院で参考人質疑さえ省略した拙速な採決を提案した。そこで、民進党は、法施行後3年を目途として、政府に更なる検討などを行うことを義務付ける修正案を与党に提示し、修正協議が整ったことから、同法案は全会一致で成立した。

さらに、関係機関、関係者が被害者の心理を適切に踏まえて対応する必要性、ワンストップ支援センターの整備の推進等を内容とする附帯決議が衆参両院の法務委員会において付された。

民進党は、性犯罪被害者支援をさらに強化するため、190回通常国会に提出した「性暴力被害者の支援に関する法律案」の成立を目指す。